

福井県制度融資

2020年3月現在

| 制度名 | 保証対象 | 保証限度 | 資金用途 | 保証期間 | 信用保証料率(年%) | 保証付貸付利率(年%) | 担保 | |
|--------------------------|--|---|----------------------------|--------------------------|---|---------------------------------------|-----------|--|
| 中小企業育成資金 | (一般) | 中小企業者 | 運 転 設 備 | 7年以内 10年以内 | 0.35~1.70 0.35~1.70 | 1.00以下 | 必要に 応じ | |
| | 企業の子育て・介護・再雇用支援分 企業の女性活躍推進分 労働環境整備支援分 | 【企業の育児・介護・再雇用支援分】 【女性活躍推進分】 【労働環境整備支援分】 | 2,000万円 | 運 転 設 備 | 7年以内 7年以内 | 0.40~1.96 0.40~1.96 | | 0.90以下 |
| | | (小口) | 小規模企業者 | (既存の保証付融資残高を含む) | 7年以内 | (※1の場合) 0.70 | | 0.90以下 |
| | 経営安定資金 | ① 売上高等、前年または2年前の同期に比して3%以上減少している中小企業者 ② 原子力発電所運転停止の影響を受けたことにより、売上高等の減少が見込まれる中小企業者 | 8,000万円 | 運 転 設 備 | 7年以内 | 0.35~1.70 0.70 0.60 | | 1.00以下 0.90以下 1.00以下 |
| 環境変動分 | 急激な為替変動、または、知事が別に定める異常気象や感染症など広域的に影響を及ぼす経営上の脅威により資金繰りが悪化している中小企業者 | 8,000万円 | 運 転 設 備 | 7年以内 | 3分の1 0.35~1.70 | 1.00以下 | | |
| セーフティネット保証支援分 | 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する中小企業者 | | | | (※2の場合 5号) 0.60 | 1.00以下 | | |
| 危機関連保証支援分 | 中小企業信用保険法第2条第6項に該当する中小企業者 | | | | 0.80 | 0.90以下 | | |
| 新型コロナウイルス対策分 | 新型コロナウイルスの影響を受けたことにより、中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する中小企業者 | | | | 黒 金 補 給 (※2の場合 4号) 0.70 | 0.90以下 | | |
| 関連倒産防止資金 | 倒産企業に対し、売掛債権等を有する中小企業者 | 8,000万円 (ただし、売掛債権等の範囲内) | 運 転 | 5年以内 | 0.23~1.49 0.80 | 1.00以下 0.90以下 | | |
| 中小企業再生支援資金 | 経営改善計画等に従って再生事業を実施する中小企業者 | 一計画当たり 8,000万円 経営改善計画等に基づく再生事業の実施に必要な事業資金 | | 10年以内 | 0.68 | 1.70以下 | 不要 | |
| 資金繰り円滑化支援資金 | 経営改善計画に基づく借換えにより資金繰り及び経営の改善が可能な中小企業者 | 8,000万円 (新たな事業資金は、既往借入金の借換額を限度とする) | | 15年以内 | 0.35~1.70 0.80 0.68 | 1.70以下 1.60以下 1.70以下 | 必要に 応じ | |
| 長期借換支援資金 | 既往借入金の全部または一部について返済条件の緩和を行っており、ローカルベンチマークを活用して事業の強み・弱みなど経営課題の把握に取り組む中小企業者 | 8,000万円 | | 15年以内 | 3 累 分 の 給 1 0.35~1.70 | (10年以内) 1.70以下 (10年超) 2.10以下 | 必要に 応じ | |
| 開業支援資金 | (無担保) | 県内にて新たに事業を開始または1年未満の中小企業者 借入額のうち2,000万円まで(初回利用に限る) | 運 転 設 備 | 10年以内 10年以内 | 0.80 0.80 | 0.90以下 | 不要 | |
| | (有担保) | 県内にて新たに事業を開始する方または1年未満の中小企業者 | 運 転 設 備 | 7年以内 10年以内 | 0.35~1.70 | 1.00以下 | 必要 | |
| 産業活性化支援資金 | おもてなし産業支援分 | 次のいずれかに該当する中小企業者 ①ふくい産業支援センターが実施する「おもてなし産業魅力向上支援事業」に基づく助成事業を実施した者 ②上記①に準ずる者として商工会議所・商工会の支援を受けて作成した事業計画を進める者 | 運 転 設 備 | 7年以内 15年以内 | 2 累 分 の 給 1 0.35~1.70 | (10年以内) 1.00以下 (10年超) 1.40以下 | 必要に 応じ | |
| | 経営活性化支援分 | 商工会議所・商工会の経営指導員のもと、新分野進出や新商品の開発等の経営革新を図る中小企業者 | | | 0.35~1.70 | | | |
| | 新事業展開等支援分 | ① 中小企業新事業活動促進法等の事業計画を進める中小企業者 (農工商等連携促進法及び地域資源活用促進法の認定に基づく資金8,000万円) | 1億5,000万円 (うち運転8,000万円) | 運 転 設 備 | 7年以内 15年以内 | | | 2 累 分 の 1 累 補 給 0.35~1.70 (※3の場合) 0.68 |
| | | ② ふくい産業支援センターの「ふくいの逸品創造フレンズ事業」に基づく助成事業を実施した中小企業者 | 8,000万円 | | | | | |
| | | ③ 県の「将来のふくいを牽引する技術開発支援事業」に基づく補助事業を実施した中小企業者 | 1億5,000万円 (うち運転8,000万円) | | | | | |
| | | ④ ふくい産業支援センターの「新分野展開スタートアップ支援事業」に基づく助成事業を実施した中小企業者 | 8,000万円 | | | | | |
| | | ⑤ 福井地域の各商工会議所・商工会、若狭湾エネルギー研究センター、ふくい産業支援センター、福井県ライオットクラブ、県工業技術センターの支援を受けて作成した新事業展開や技術開発等に関する事業計画を進める中小企業者 | 1億5,000万円 (うち運転8,000万円) | | | | | |
| ⑥ 県の「ふくい手しごと」に認定された中小企業者 | 8,000万円 | | | | | | | |
| 県外・海外販路開拓支援分 | 県内に本社(本店)があり、県外または海外への県産品の販路開拓のため、商工会議所・商工会の支援を受けて作成した事業計画を進める中小企業者 | 1億5,000万円 (うち運転8,000万円) | | | 0.35~1.70 (※4の場合)0.68 (※5の場合)0.98 | | | |
| オープンイノベーション支援資金 | ふくいオープンイノベーション推進機構の支援により、国の補助事業を活用し、ものづくりや革新的な新商品開発等を行う中小企業者 | 1億5,000万円 (うち運転8,000万円) ※填補事業に要する経費の内、補助金交付決定額を除く | 運 転 設 備 | 7年以内 15年以内 | 0.35~1.70 | (10年以内) 1.00以下 (10年超) 1.40以下 | | |
| I o T ・ A I 等導入支援資金 | 次のいずれかに該当する中小企業者 ①県が実施する「I o T ・ A I ・ ロボット等導入促進事業」に基づく補助事業を実施した者 ②ふくい産業支援センターの支援を受けて作成した事業計画について、I o T や A I を用いた設備の導入により、「付加価値額」および「経常利益」の向上が見込まれる者 | 1,500万円 | 設 備 | 5年以内 | 0.35~1.70 | 0.60以下 | | |
| 事業承継支援資金 | ① 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けた者 ② 認定支援機関等の支援により策定した事業計画を進める、3年以内に代表者を交代する見込みの者または代表者交代後1年以内の者 ③ 後継者不在等により存続見通しが見えない県内中小企業から事業基盤の全部または一部を承継する中小企業者 | 1億5,000万円 (親族間承継の場合8,000万円) | 事業資金 | 15年以内 (親族間承継の場合10年以内) | 2 累 分 の 給 1 0.35~1.70 | (10年以内) 1.00以下 (10年超) 1.40以下 | | |

※1 特別小口保険成立分
 ※2 経営安定関連特例成立分
 ※3 経営革新関連特例、農工商等連携事業関連特例、経営力向上関連特例、地域産業資源活用事業関連特例成立分
 ※4 経営革新関連特例、農工商等連携事業関連特例、地域産業資源活用事業関連特例成立分
 ※5 海外投資関係保険成立分